

令和2年度 事業計画

1. 基本方針

今年度は、土地家屋調査士制度制定70周年を迎える年であります。

今日までの土地家屋調査士の歩みを振り返るとともに、先輩が国民の安心と安全な暮らしを提供するために活動してきたことを次の80周年、90周年そして100周年へと引継いで行きたいと考えます。

また、昨年6月6日に土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）が成立しました（同月12日公布）。

この改正法に伴い、第一条の目的が土地家屋調査士の使命に改正され条文も「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と改められました。

「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」という文言が追加された事は、土地家屋調査士への筆界に関する専門家という意味での期待の大きさだと思っています。

事業の内容については昨年とほぼ同様になるかと思いますが、土地家屋調査士一人一人の行動が、制度を築き上げていく基盤となると考え事業を進めていきたい。

1. 重点施策

総務部	I. 会員指導 II. 会員親睦のレクリエーションの開催
財務部	I. 土地家屋調査士国民年金基金の推進 II. 会計確認の実施
業務部	I. 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡 II. 業務改善に関する事項
研修部	I. CPD運用に伴う研修及び勉強会の積極的な実施 II. 他部署との連携による研修会の実施及び支援
広報部	I. 会報「いさり火」の発行 II. 土地家屋調査士のPR III. 函館地区士業連絡協議会への積極的参加、協力
土地境界問題相談センター 函館	I. 人口減少や未相続を背景とした境界問題の研究 II. 他会境界問題相談センターとの情報交換 III. 筆界特定制度との連携 IV. 法テラスとの連携 V. 行政相談窓口へのPR VI. 現況測量依頼についての意見交換